

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表 (馬の場合)

様式3

自己点検年月日： 年 月 日

農場名：

点検者氏名：

項目	自己点検結果
遵守状況を□○△×から選んで丸をつけてください（必要に応じ詳細を追記）	
□：該当しない △：一部できている ○：できている ×：できていない	
I 家畜防疫に関する基本事項	
1 家畜の所有者の責務	
① 関係法令を遵守している。	○ △ ×
② 自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	○ △ ×
③ 飼養衛生管理者の連絡先を確認の上、下記に示す飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 ・飼養衛生管理区域内に出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 ・従業員等が飼養衛生衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	□ ○ △ ×
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	
① 家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	○ △ ×
② 最新情報を踏まえ、農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	○ △ ×
③ 家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	○ △ ×
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	
① 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	○ △ ×
② 日頃からマニュアルの内容を確認できるよう準備している。	○ △ ×
③ 農場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	○ △ ×
4 記録の作成及び保管	
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	○ △ ×
② 消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	○ △ ×
③ 衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	□ ○ △ ×
④ 所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、保存している。	□ ○ △ ×
⑤ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録（家畜の健康状態を含む）を作成し、保存している。	□ ○ △ ×
⑥ 家畜の異状に関する記録を作成し、保存している。	○ △ ×
⑦ 家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	○ △ ×
5 獣医師等の健康管理指導	
担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	○ △ ×

6 衛生管理区域の設定		
①	区域には、厩舎、堆肥舎等の一連の関連施設が含まれている。	○ △ ×
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。	○ △ ×
	(衛生管理区域の明確化) □ 看板 □ 柵・杭 □ プランター、タイヤ等の物品の設置 □ ロープ □ テープ □ カラーコーン □ その他 ()	
③	出入口を必要最小限にしている。馬・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	○ △ ×
7 飼養する家畜の健康観察		
①	毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	○ △ ×
②	馬を導入する場合、導入元の伝染性疾病的発生状況、導入馬の健康状態を確認している。	□ ○ △ ×
③	導入馬に異状がないことを確認するまで、他の馬と接触させない。	□ ○ △ ×
④	馬を出荷・移動する場合には、馬の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	○ △ ×
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
8 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにしている。衛生管理区域に立入った者が馬に接触しないよう措置を講じている。 (衛生管理区域に立ち入った者が馬に接触しないための方法) □ 柵・杭 □ 施錠 □ その他 ()	○ △ ×
9 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち入らせない(獣医師等を除く)。	○ △ ×
10 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。 □ 消毒前の洗浄、消毒が適切に実施されている。 □ 手指消毒スプレー(消毒薬) □ 衛生管理区域専用の手袋着用 □ その他 ()	○ △ ×
11 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。 □ 消毒前の洗浄、消毒方法が適切に実施されている。 □ 噴霧器(消毒薬) □ 立ち入る車両には消毒機器等を持参させ、消毒の徹底を指導 □ その他 ()	□ ○ △ ×

12 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の馬の飼養施設等で使用した物品は、または過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

消毒方法 () 消毒薬 ()

○ △ ×

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

13 厥舎に立ち入る者の手指消毒等

厩舎に立入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。

手指消毒スプレー(消毒薬))
 手袋
 その他 ()

○ △ ×

14 厥舎の入口における靴の交換又は消毒

① 厥舎の出入口で靴の洗浄・消毒を実施している。

○ △ ×

② 靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

○ △ ×

踏込消毒槽（消毒薬：）
 噴霧器（消毒薬：）
 専用長靴、ブーツカバー
 その他 ()

15 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。

○ △ ×

16 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

死体を保管する場合、保管場所への野生動物の侵入防止対策を講じている。

ネット設置
 速やかに死亡獣畜処理業者を手配
 畜舎内に保管
 ブルーシート等で覆う
 その他 ()

□ ○ △ ×

17 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止

① 給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。

○ △ ×

② 飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。

○ △ ×

水道水 * 消毒不要のもの
 井戸水 * 定期的に水質検査し、また露出しておらず消毒不要のもの
 その他 (概要： 消毒方法：)

18 衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の清掃及び消毒

不要な資材等の処分、除草、資機材等の整理整頓、厩舎のその他の施設の清掃・消毒、敷地の定期的な消毒を実施している。

○ △ ×

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止**19 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等**

衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。
(※消毒薬・方法については項10と同じ)

20 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。
(※消毒薬・方法については項11と同じ)

21 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じ、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないようにしている。
(※消毒薬・方法については項12と同じ)

22 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

- | | | |
|---|--|--|
| ① | 馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療・指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。 | <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="cross"/> |
| ② | 監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷及び移動を中止している。 | <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="cross"/> |
| ③ | 監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。 | <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="cross"/> |
| ④ | 馬に異状が確認された場合、獣医師の診療を受け、指導に従っている。 | <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="cross"/> |

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

○ その他飼養衛生管理に係る情報収集

畜舎数(混在する場合は主要な構造物により分類)		施設数を記載
1頭で飼養する馬房(当歳馬は含まない)を有する厩舎(馬房数:)		
複数頭で使用する馬房を有する厩舎(馬房数:)		
馬房の概念はなく、複数頭で飼養する施設		
バッドク飼養		
その他(肥育馬等を飼養するフリー・バーン等)		
付帯施設		施設数を記載
堆肥舎		
汚水浄化施設(浄化後放流あり)		
汚水浄化施設(浄化後放流なし)		
汚水槽(地下、閉鎖施設内のもの)		
汚水槽(屋外、屋根のみ等開放施設内のもの、いわゆるラグーンを含む)		
生体、死体、生産物等の移動		該当がある場合、名称
預託施設利用の有無(当歳馬の預託)		
預託施設利用の有無(1歳以上の馬の預託)		
主に利用する死亡獣畜処理業者		
主に利用する汲み取り業者		
その他 () 内は該当がある場合に記載		有無を記載
外国人雇用の有無(監理団体(介在する場合のみ) :)
放牧地(放牧場所や数 :)
関連する施設())
乾草・麦稈等の購入先())
その他())
(その他特記事項等)		

○ 上記の表において飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がある場合

①所有者・管理者記入欄(今後の改善予定・方針)

--

②①に対する市町村・関係団体等の改善の取組み内容(今後の改善予定・方針)

--

③①及び②を踏まえ、家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)

立入検査実施日

実施者

立会者

--